

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：日之影町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.7 %
全職員	78.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤務年数別情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額になっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	99.5 %
本庁係長相当職	101.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－ %
31～35年	97.2 %
26～30年	97.3 %
21～25年	82.4 %
16～20年	105.8 %
11～15年	94.6 %
6～10年	94.0 %
1～5年	99.7 %

【説明欄】

・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は77.0%である。

・ 男性の方が時間外勤務が長く、一人当たりの時間外平均時間における男性に対する女性の割合は55.0%となっているが、一部の女性職員は業務によって男性職員を超えている。

・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、勤務時間や勤務日数の少ない職種に女性の割合が多く、女性の平均給与が低くなる傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。